

# 宜野湾市国土強靱化地域計画【概要版】

## はじめに

### ■国土強靱化とは？

「国土強靱化」とは、大規模自然災害等の様々な危機を直視し、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、将来をも見据えながら行っていくものである。

## 第1章 宜野湾市国土強靱化地域計画について

### ■策定の趣旨

宜野湾市（以下「本市」という。）では、不測の災害がいつ起きてもおかしくない状況にあり、常に緊張と隣り合わせの状態にある。特に東日本大震災を契機として、大規模災害への備えの重要性に鑑み、事後型対策ではなく、行政、地域が機能不全に陥らないよう事前に起こり得るリスクを考え、平時にできる対策を行うことが重要となる。従来の狭い意味での「防災」ではなく、行政、地域の機能が維持できるように、本市域の強靱化計画の策定を行うことが急務となっている。

このような背景を踏まえ、あらゆるリスクを見据えつつ、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものとならず迅速に回復する“強靱な宜野湾市”をつくり上げる必要がある。そのため、本市においても基本法に基づく国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画との整合を図りながら、本市の国土強靱化に関する指針として、宜野湾市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定する。

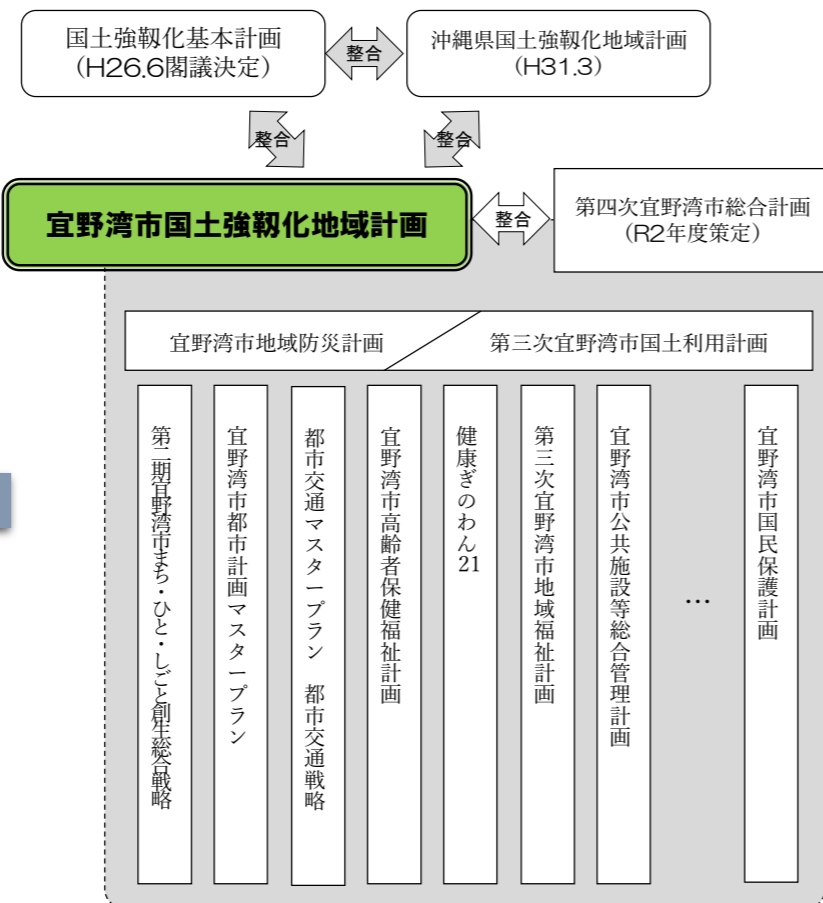


図 本計画の位置付け

### ■計画の位置付け

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の第13条の規定に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市における他の計画等の指針となるものである。なお、本計画は、基本法第14条の規定により基本計画との整合が保たれたものとする。また、「第四次宜野湾市総合計画」をはじめとした関連計画との連携や国及び県の上位計画との整合を図るものとする。

## 第2章 本市の地域特性と予想される災害

### ■想定されるリスク

想定されるリスクは、国及び県計画と同様、大規模自然災害等とし、本市域に影響を与えると想定される自然災害は、台風・高潮等の風水害、土砂災害、地震・津波（沖縄本島南東沖地震3連動）とする。

## 第3章 国土強靱化地域計画の基本的な考え方

### ■基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

### ■事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 第4章 脆弱性評価

### ■脆弱性評価の実施手順

沖縄県計画で整理されている35の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を基本に、本市で想定される「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

#### 【脆弱性評価の実施手順】

- ① 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定
- ② 脆弱性評価の実施
- ③ 脆弱性評価に基づく配慮すべき主要課題の整理

本計画における  
第5章国土強靱化の推進方針の作成

### ■施策分野の設定

#### 〈個別施策分野〉

- ①行政機能／警察・消防、②住宅・都市、③保健医療・福祉、④情報通信、⑤エネルギー・産業、⑥交通・物流、⑦農林水産、⑧市土保全、⑨環境、⑩土地利用

#### 〈横断的分野〉

- ①リスクコミュニケーション、②老朽化対策

第5章

国土強靱化の推進方針

脆弱性評価結果を受けて、基本目標を達成するため、施策分野ごとの推進方針を設定した。

**① 行政機能／警察・消防**

<p>〈行政機能〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害対応力の強化</li> <li>・災害対策拠点整備</li> <li>・災害対策本部運営訓練（防災対策事業）</li> <li>・自主防災組織の拡充</li> <li>・普天間飛行場周辺まちづくり事業</li> <li>・災害時における事業者等との連携強化</li> <li>・公共建築物の耐震化の促進</li> <li>・応援体制の強化（防災対策事業）</li> <li>・市民の防火安全意識の高揚と事業所の</li> <li>・自衛消防力の強化</li> <li>・市民防災事業</li> <li>・防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援</li> </ul>	<p>〈警察〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域安全対策の推進</li> <li>・交通安全環境の整備</li> </ul> <p>〈消防〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防力の強化</li> <li>・消防・救急従事者の育成</li> <li>・消防備品整備事業</li> <li>・消防自動車購入事業</li> </ul>
---	---

**② 住宅・都市**

- ・密集市街地等の整備改善と避難地の確保
- ・民間住宅・建築物等の耐震化促進
- ・都市の浸水対策
- ・安定した給水の確保と上水道の整備
- ・建設産業人材の育成
- ・都市公園遊具施設等整備事業（補助）
- ・伊利原市営住宅長寿命化事業
- ・住宅リフォーム支援事業（補助）
- ・喜友名23号道路整備事業（キャンプ瑞慶覧）
- ・文化財保存整備事業
- ・野嵩第一公園整備事業（補助）
- ・比屋良川公園整備事業（補助）
- ・公共下水道事業（浸水対策）（雨水管渠）（改築更新）（污水管渠・ポンプ場）

**⑥ 交通・物流**

- ・緊急物資輸送機能の確保
- ・地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備
- ・道路網の整備
- ・交通安全環境の整備（再掲）
- ・無電柱化の推進

**⑦ 農林水産**

- ・沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備
- ・耕作放棄地発生防止の対策
- ・水産業生産基盤の整備
- ・水産基盤施設における防災対策の強化

**③ 保健医療・福祉**

- ・大規模災害対応力の強化（再掲）
- ・社会福祉施設等の耐震化
- ・沖縄健康医療拠点の形成の推進
- ・疾病予防対策の強化

**⑧ 市土保全**

- ・土砂災害対策・高潮等対策・治水対策
- ・治水施設の機能維持（長寿命化対策）

**④ 情報通信**

- ・防災情報システム等の拡充強化
- ・総合行政情報通信ネットワークの運用

**⑨ 環境**

- ・災害廃棄物処理計画フォローアップ
- ・災害時における事業者等との連携強化（再掲）

**⑤ エネルギー・産業**

- ・電力エネルギーの安定供給
- ・安定したエネルギーの確保

**⑩ 土地利用**

- ・耕作放棄地発生防止の対策（再掲）

**① リスクコミュニケーション**

- ・自主防災組織の拡充（再掲）
- ・地域づくりを担う人材の育成
- ・防災体制の強化と避難行動要支援者の避難支援（再掲）
- ・交流と共創による農山漁村の活性化
- ・市民の防火安全意識の高揚と事業所の自衛消防力の強化（再掲）

**② 老朽化対策**

- ・公共施設等における耐震化対策の推進
- ・水道施設の耐震化対策
- ・中原地区学習等供用施設建設事業
- ・公共施設等総合管理計画事業
- ・伊利原市営住宅長寿命化事業（再掲）
- ・社会福祉施設等の耐震化（再掲）
- ・公共下水道事業（雨水管渠）（改築更新）（污水管渠・ポンプ場）
- ・大山地区学習等供用施設改修事業
- ・都市公園遊具施設等整備事業（補助）（再掲）
- ・住宅リフォーム支援事業（補助）（再掲）

第6章 計画の推進に向けて

■上位・関連計画等の見直しと整合

本計画は、本市の各種計画における国土強靱化に係る指針となるものである。また、本計画を見直す際には、上位計画である国土強靱化基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画及び関連計画である第四次宜野湾市総合計画等との整合を図る。

■本計画の見直し

本計画は、国の国土強靱化基本計画の見直し時期と整合をとるため、概ね5年ごとに、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行うこととする。また、それ以前においても、施策の進捗状況や国、県、県内市町及び関係機関等の動向を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行うこととする。

■積極的な事業の推進

- ① 重点プログラムの推進
 

特に重点的に推進すべき取組について、重点プログラムとして設定し、積極的な推進を図る。
- ② 事業の進捗管理（重点プログラムの選定）
 

重点プログラムについては、KPI（重要業績評価指標）を設定し、事業の取組状況について進捗管理を実施する。KPIとは、組織の目標を達成するための重要な業績評価の指標であり、本計画においては、重点プログラムの各事業における目標値のことを示す。

第7章 事業の進捗管理（重点プログラムの選定）

■重点プログラムの選定

本計画における基本目標の実現に特に資するものとして、本市において特に推進する必要がある事業を重点プログラムとして選定した。重点プログラムの選定に当たっては、担当課へのヒアリングを実施しており、担当課が選定する際の主な視点は以下のとおりである。

- ・計画期間の間に重点的に実施すべき事業
- ・「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、特に有効な事業